（二）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業者の登録の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造業登録関係事項変更届出書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第２項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造業登録関係事項の変更を下記のとおり届け出します。

記

登録年月日及び登録番号
１　製造所の名称及び所在地
２　変更した事項
３　変更年月日
４　変更理由
５　参考事項

（日本産業規格Ａ４）

備　考

１　記の２には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。

２　薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、記の５に変更後の役員が法第５条第３号イからトまでに該当することの有無について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。

３　届出書は、正副２通を提出すること。